

分権型教育行政について

令和6年8月8日(木)

教育委員会事務局 教育政策課

1. はじめに

「大阪市教育振興基本計画」

大阪市教育振興基本計画
3つの最重要目標と
9つの基本的な方向

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 誰一人取り残さない学力の向上
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- (8) 生涯学習の支援
- (9) 家庭・地域等との連携・協働した教育の推進

2. 分権型教育行政とは

「ニア・イズ・ベター」の考え方に基づき、24区の区担当教育次長への分権化と校長の裁量拡大をセットで進め、区のもつさまざまな資源を活用しながら、学校を支援する教育施策を推進し、学校を活性化していく教育行政のこと

ニア・イズ・ベター

H24年度より「市政改革プラン」の中で推進している考え方で、「住民に近いところで行われる決定ほど望ましい。」という地方分権の基本的な考え方のこと。
(市政改革プラン3.0より抜粋)

補完性・近接性の原理

「住民に身近で総合行政が可能な基礎自治体に権限を集約するという「近接性の原理」及び必要であれば、広域自治体や国が「補完」するという「補完性の原理」に則り、地域主権改革を進めるという考え方のこと。大阪市では、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本としている。

3. 分権型教育行政への転換

(1) 平成23年3月「大阪市教育振興基本計画」策定

教育基本法に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定

(2) 平成24年5月「大阪市教育行政基本条例」制定

平成24年7月「大阪市立学校活性化条例」制定

平成23年度に策定された計画に基づいて施策を進めてきた結果、一定の成果が見られたものの、依然として様々な課題があったため、2つの条例を制定し、教育改革を進めるための施策を示した。「学校活性化条例」により、区長が学校協議会の運営補佐をすることが定められた。

【大阪市の教育改革】

・教育委員会が学校現場に詳細な指示をするのではなく、校長が予算・人事面における一定の権限を有し、学校園をマネジメントすることを可能にする改革
(校長が「運営に関する計画」を策定し、進捗管理を学校評価により行う 等)

・市民に対して学校園の情報を提供し、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に協力・参画できる環境を整備する改革(学校協議会の設置 等)

(3) 平成24年7月「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」

「ニア・イズ・ベター」を追求した新しい住民自治と区政の実現等をめざす。市長部局において区シティ・マネージャー職が設置され、教育行政においても、区長が集約した区民の意見を反映すべき事務事業があることから、区担当理事を設置し、教育にかかわる一部事務を所掌することになった。

(4) 教育委員会のあり方検討会議（平成25年度報告書提出）

平成24年12月に桜宮高等学校で発生した事案を受け、教育委員会を巡る諸課題について明らかにするため、平成25年7月に市長部局と教育委員会が共同で設置。

平成25年12月に「教育委員会のあり方検討会議」報告書を作成し、平成26年2月に、文部科学大臣宛てに「地方教育行政制度の改革に関する要望書」を提出。

【区の権限に関わる事項】

- ・校長の人事に意見を述べる仕組みの検討 ✓
- ・区における教育改革の推進を協議する仕組みの検討 ✓
- ・区内各校長との連絡調整のための会議の開催 ✓
- ・学校協議会における区長の補佐のあり方 ✓

(5) 市長と教育委員との協議（平成26年度）

状況が異なる約430以上の小中学校を1つの教育委員会がマネジメントするには限界がある。

施策が成果を上げられるよう、きめ細かにマネジメントする必要がある。

分権型教育行政への転換を打ち出し

(6) 総合教育会議の設置（平成27年度）

教育委員会制度の見直しのための法改正※により、地方公共団体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置しました。この会議の場において、基本的な方針の協議、重点施策の調整などを行います。

ここで決められた方針を実施していくうえで、学校や地域に身近な区においても、教育委員会事務局としての一定の権限と責任を分担することになった。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

(7) 分権型教育行政のさらなる推進（平成27年度～）

ア 平成27年度区担当理事を廃止し、新たに区担当教育次長を設置

⇒区内各学校の取組の進捗状況をきめ細かくモニタリングし、その状況に応じた学校へのサポートを担う。

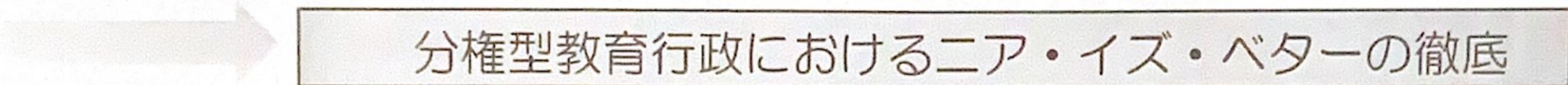
⇒区長及び区CMと一体であることから、学校教育だけでは解決できない横断的な課題について、区長などの権限や、区の職員や地域人材といった資源も活用することで、家庭や地域も含めた総合的なサポートに資する。

イ 区役所の職員に教育委員会事務局の兼務を発令

⇒区担当教育次長がその責任を果たすためのサポート体制を整える。(各区に1名の要員を配置)

ウ 教育委員会事務局内に「各区担当指導主事」を配置

⇒教育職としての高い専門性により、校長に適切な指導・助言を行うこと。また、教育的な観点から意見をのべたり、区と学校をつなぐサポートを行う。



分権型教育行政におけるニア・イズ・ベターの徹底

(8) 大阪市教育振興基本計画における位置づけ (平成28年3月～)

大阪市教育振興基本計画(令和4年3月策定)においても、「分権型教育行政(教育ブロックでの教育の推進)」を掲げています。

これまでの成果

- ・区担当教育次長への分権化や4つの教育ブロック化等の推進により、学校現場をきめ細かく支援するサポート体制の構築を進めることができた。
- ・校長のマネジメントの下「運営に関する計画」を通して、学校園全体で目標達成に向けた取組を行い、チームとしての学校力を高めるとともに、大阪市小学校学力経年調査等の調査結果を学校における授業改善や児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等に活用するなどの成果を上げることができた。

計画の進め方と進捗管理

(1) 成果と課題の見える化

取組の成果と課題については、客観的・経年的な検証・評価を行い、その結果を公表している。具体的には、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標を、本計画と連動させることで、進捗を管理し公表している。

(2) 分権型教育行政

学校教育推進にあたっては、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めている。さらに、本市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置し、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進している。また、広く一般の教員から、教育行政にかかる意見・提案を受け付け、教育長・教育委員に伝え、施策に反映する仕組みも構築している。

(参考) 大阪市における分権型教育行政の仕組み

